

# 令和01年度 第5回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和01年8月20日（火） 午後2時30分から午後3時00分まで

2. 場所： 西宮市役所 職員会館 第2中会議室

3. 出席者：

## 【委員】（13名）

（会長）	1 番	松本 俊治
（委員）	2 番	中務 幸雄
	3 番	高田 孝
	4 番	大前 有三
	5 番	二本松 義人
	6 番	松井 重治
	7 番	石田 隆文
	8 番	木田 佳文
	9 番	松本 弥生
	10 番	光岡 大介
	11 番	茶谷 巖
	13 番	庄治 郁夫
	14 番	前田 豊

## 【事務局】

（事務局長）増尾 尚之 （係長）神田 武史 （主査）松谷 卓人 （主査）吉田 順二  
（産業文化局長）岩崎 敏雄 （産業文化総括室長）北野 健

4. 欠席者： 1名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第3号】 農地法第3条の規定に基づく許可申請の取り扱いの件  
〈審議結果：承認〉

【議案第5号】 農地法第4条の規定に基づく許可申請の件  
〈審議結果：承認〉

【報告第14号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第15号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

## 7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 委員の皆様、本日はご苦労様です。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会します。本日の出席委員は13名ですので農業委員会総会は成立いたしております。それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、11番茶谷委員と13番庄治委員を議事録署名委員に指名しますのでよろしくお願いいたします。それではこれより議案審議に入ります。
- 事務局 まず、先月の総会で保留となりました議案第3号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。
- 事務局 事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第3号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」でございます。別刷りの参考資料をご覧ください。
- 【参考資料朗読】
- 通作距離は4.9kmとありますが2.5kmの誤りです。県の通知により一律に判断するのではなく、柔軟に判断せよとのことですので、今回は問題にならないと判断しました。
- また、本人と祖母の住所が離れており、同一世帯とみるのかとご指摘を受けておりましたが、農地法第2条の規定により、当該親族の行う耕作等の事業に従事するその他の2親等内の親族に該当しますので、これも問題無いと判断しました。さらに、申請農地は現在、遊休農地状態のため、事前に申請者が耕作可能な農地にすることで、全部効率利用が認められない場合に抵触しない状態にして許可し、その後は担当農業委員が耕作状況を確認し、必要ならば指導するをしたいと考えています。
- 議長 事務局の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。
- 委員 (意見なし)
- 議長 無ければ、議案第3号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、事務局の提案通り取り扱うことにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 ご異議がないようですので、議案第3号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、事務局の提案通り取り扱うことにします。次に議案第5号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第5号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」でございます。
- 【議案書朗読】
- 本件は、過去に申請農地の一部を転用許可されていたものの、隣接する運輸会社の来客用駐車場が不足したため残りの申請農地を転用許可申請するものです。本申請地は、市街化調整区域ですので、農業委員会が県知事に対して意見書を送付し、許可を得なければなりません。
- 【意見書朗読】
- 意見書にあるように側道に上下水道が埋設されており、申請地から500m以内に2以上の教育施設・医療施設があるため、立地基準は第3種農地に該当します。

また、申請者の資力信用については、金融機関の残高証明書にて確認し、事業目的が果たされ、周辺農地への影響についても問題無いと判断されますので、許可相当と考えています。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。高田委員お願いします。

高田委員 議案第5号についてご説明いたします。申請農地は県道交差点から東へ約180mのところにあります。また、耕作地として適正に保全管理されています。なお、駐車場への転用については、特に問題ないとおもわれます。以上で地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

委員 (質問なし)

議長 なければ、議案第5号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、意見書をつけて県知事に進達することにしてご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第5号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、県知事に進達することにします。続きまして、これより報告案件に入ります。まず報告第14号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第14号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」です。

**【議案書朗読】**

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

中務委員 転用の報告を受けるが、転用することで災害が発生しやすくなることもあります。農業委員会としては防災観点からどのように考えていますか。

事務局 開発許可の審査部局や防災部局にも転用の事実は伝えていきます。今後はさらに関係部局とも緊密に連絡しあうようにしたいと考えています。

議長 他に質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第15号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第15号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」です。

**【議案書朗読】**

調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。

以上をもちまして本日予定しておりました議案審議並びに報告案件は全て終了しました。これにて本日の定例農業委員会総会を閉会します。

午後3時00分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

\_\_\_\_\_ (印)

(委員)

\_\_\_\_\_ (印)

(委員)

\_\_\_\_\_ (印)